

外来医療計画素案への意見対応一覧表

No	区分	節等	項	意見	県の考え方・対応	反映区分
1	意見照会	全体		計画に基づき推進していただきたいと思います。		
2	意見照会	全体		当市において、外来医療への市民の意見は一次医療についてが多数であるが、本計画においては、一次医療機関における特定の診療料の不足に関する記述がない。特に岩手中部地域において医療提供体制が不安定化している産科、診療所数が少ない皮膚科等の特定の診療科について、対策につながる表記を設けてほしい。	外来医療計画は医療計画の一部として策定するものであり、周産期医療や小児医療など個別の疾病・事業等に関する対策については、医療計画等に基づき取組を推進します。 御意見については、今後の施策の検討・推進等に当たっての参考とします。	D(参考)
3	意見照会	全体		本計画においては、一次医療機関における特定の診療科の不足に関する記述がない。 県内の二次医療圏ごとに医療提供体制が不足している診療科(産科、皮膚科等)について、対策につながる表記を設けてはどうか。	外来医療計画は医療計画の一部として策定するものであり、周産期医療や小児医療など個別の疾病・事業等に関する対策については、医療計画等に基づき取組を推進します。 御意見については、今後の施策の検討・推進等に当たっての参考とします。	D(参考)
4	意見照会	全体		計画に基づき推進していただければと思います。		
5	意見照会	全体		医師確保の課題は当町でも実施しているところであるが、なかなかむずかしい課題である。外来診療科がなく、近隣の市町村へ受診するしかない状況である。外来医師の偏在化のところであるが、診療科での外来の状況をみる必要はないのか。 当町においては、産婦人科、小児科の常勤医を望む声があるが、むずかしい状況は理解をしている。さらに、耳鼻咽喉科、精神科などの要望もある。県内での診療科の偏在状況についての状況とかかりつけ医となりうる医師はどの程度いるかが知りたい。	外来医療計画は医療計画の一部として策定するものであり、周産期医療や小児医療など個別の疾病・事業等に関する対策については、医療計画等に基づき取組を推進します。 御意見については、今後の施策の検討・推進等に当たっての参考とします。	D(参考)
6	意見照会	全体		現状や課題、対応策について、全体的にもう少し踏み込んだ(具体的な)記述が必要ではないか。	外来医療計画は、外来医師多数区域において新規開業を希望する者に対して、当該外来医師多数区域において不足する医療機能を担うよう求めることにより、個々の医師の行動変容を促し、偏在是正につなげていくことを基本的な考え方としており、本県には外来医師多数区域がないことから、圏域ごとではなく、県全体に共通する課題とその対策の方向性を盛り込む案としたところです。 二次医療圏毎の課題や具体的な対応策については、圏域ごとの実情に応じ、地域医療構想調整会議を活用するなどして協議を行うことを想定しています。 また、今後の国の議論等も踏まえながら、必要に応じて見直しを検討していきます。	D(参考)

外来医療計画素案への意見対応一覧表

No	区分	節等	項	意見	県の考え方・対応	反映区分
7	意見照会	全体		外来医療計画ガイドラインに記載がある「二次医療圏単位で外来医療機能の状況を可能な限り分析し、その結果を明示する」に関する記載がないが、当該事項を記載すべきではないか。	外来医療計画は、外来医師多数区域において新規開業を希望する者に対して、当該外来医師多数区域において不足する医療機能を担うよう求めることにより、個々の医師の行動変容を促し、偏在是正につなげていくことを基本的な考え方としており、本県には外来医師多数区域がないことから、圏域ごとではなく、県全体に共通する課題とその対策の方向性を盛り込む案としたところです。 二次医療圏毎の外来医療機能の状況の分析については、今後の国議論等も踏まえながら、検討していきます。	D(参考)
8	意見照会	1 計画策定の趣旨	1	外来診療医の充足化は必要だが、往診の充実化を図るほうが現実的ではないか。いきいきプラン2017でも往診患者数や在宅療養支援病院は本県は少ない状況。この状況を解決する方が効果的だと思う。地域の中核的な病院がもっと地域に出ていくような仕組みづくりが出来ればよいと思う。	高齢化の進展や高齢者世帯の増加に対応するため、往診や訪問診療など在宅医療を提供する体制の整備が必要であり、対策の方向性に在宅医療に関する事項を盛り込んでいます。 外来医療計画は医療計画の一部として策定するものであり、在宅医療を含む個別の疾病・事業等に関する対策については、医療計画等に基づき取組を推進します。 御意見については、今後の施策の検討・推進等に当たっての参考とします。	D(参考)
9	意見照会	9 外来医療機能の課題	4	「適切な医療機関の選択について呼びかけ」より更に積極的な住民教育等の働きかけが必要と思われる。	対策の方向性に記載している「県民みんなで支える岩手の地域医療推進運動」では、「自らの健康は自分で守ると認識し、食生活や適度な運動を通じて健康維持を心がけること」、「かかりつけ医を持ち、症状や医療機関の役割分担に応じて受診すること」、「小児救急電話相談を活用すること」などについて、テレビやWeb動画を活用した広報を行うなど、県民への普及・啓発に取り組んでいます。 更なる県民の意識への浸透や参画の促進に向けて、県民に最も身近な市町村や地域住民の自主的な活動団体などとも連携しながら県民運動を展開していきます。	C(趣旨同一)
10	意見照会	9 外来医療機能の課題	4	久慈医療圏は開業医が少ないとことから、圏域唯一の中核病院である県立久慈病院もかかりつけ医の役割を担わざるを得ず、手術や検査に重点を置いた診療が困難な状況である。 中核病院の本来の役割を果たすためには、県民一人ひとりに傷病の程度に応じた適切な医療機関を選択してもらうことが重要である。 各医療機関が持つ役割やかかりつけ医を持つことの意義について、まだまだ県民の意識は低いと思われることから、県が中心となり市町村と連携して周知・啓発に力を入れるべき。	対策の方向性に記載している「県民みんなで支える岩手の地域医療推進運動」では、「自らの健康は自分で守ると認識し、食生活や適度な運動を通じて健康維持を心がけること」、「かかりつけ医を持ち、症状や医療機関の役割分担に応じて受診すること」、「小児救急電話相談を活用すること」などについて、テレビやWeb動画を活用した広報を行うなど、県民への普及・啓発に取り組んでいます。 更なる県民の意識への浸透や参画の促進に向けて、県民に最も身近な市町村や地域住民の自主的な活動団体などとも連携しながら県民運動を展開していきます。	C(趣旨同一)
11	意見照会	9 外来医療機能の課題	4	「夜間や休日等に救急患者の多くが第二次・第三次救急医療機関に集中し、」とあるが、地域に夜間診療するのは二次医療機関しかない。初期救急医療機関受診呼びかけは必要と考えるが、平日日に受診できない実情もある。また、輪番制を実施しているが救急車を断られる場合も多く、機能していないと思われる。	外来医療計画は医療計画の一部として策定するものであり、救急医療など個別の疾病・事業等に関する対策については、医療計画等に基づき取組を推進します。 御意見については、今後の施策の検討・推進等に当たっての参考とします。	D(参考)

外来医療計画素案への意見対応一覧表

No	区分	節等	項	意見	県の考え方・対応	反映区分
12	意見照会	9 外来医療機能の課題	4	外来医療機能の課題として、高齢県となっている本県における実情と高齢者の交通事故の問題を鑑み、高齢者の外来受診をサポートするインフラについても踏まえながら検討する必要があるのではないか。	御意見については、今後の施策の検討・推進等に当たっての参考とします。	D(参考)
13	意見照会	9 外来医療機能の課題	4	初期救急患者を受け入れる体制が十分でないことから、二次、三次救急医療機関に初期救急患者が集中しているという認識が必要であり、住民の受診の仕方に重点を置いた記述は現実に即していないのではないか。	外来医療計画は医療計画の一部として策定するものであり、救急医療など個別の疾病・事業等に関する対策については、医療計画等に基づき取組を推進します。 御意見については、今後の施策の検討・推進等に当たっての参考とします。 なお、医療計画では、地域医師会や市町村、県立病院等の連携のもと、休日・夜間に初期救急患者の診療を行う地域医療連携に取り組む旨記載しています。	D(参考)
14	意見照会	10 外来医療提供体制の確保のための対策の方向性	5	「分娩取扱施設を確保・継続するための支援」の具体的な内容が不明である。	計画策定の趣旨に記載のとおり、本計画では、県全体に共通する外来医療機能の課題とその対策の方向性を盛り込むこととしたものです。 個別の取組については、本計画及び保健医療計画等に基づき、関係機関とも調整しながら、具体化を図ります。 なお、県では、分娩取扱施設を開設等する場合に、施設設備整備に対する補助事業を実施しています。	D(参考)
15	意見照会	10 外来医療提供体制の確保のための対策の方向性	5	休日、夜間における救急外来への受診や救急車の利用が、症状の重症度や緊急度に応じた適切なものとなれば医師の確保や医療費の適正化にも寄与するものと考える。 患者の健康状態の継続的な把握、大病院への患者集中を防ぐ意味でも「かかりつけ医」に対する理解を促進する必要があると考えるため、かかりつけ医に関する普及啓発についても計画に盛り込んではどうか。	対策の方向性に記載している「県民みんなで支える岩手の地域医療推進運動」では、「自らの健康は自分で守ると認識し、食生活や適度な運動を通じて健康維持を心がけること」、「かかりつけ医を持ち、症状や医療機関の役割分担に応じて受診すること」、「小児救急電話相談を活用すること」などについて、テレビやWeb動画を活用した広報を行うなど、県民への普及・啓発に取り組んでいます。 ご指摘を踏まえ、脚注に追記します。	A(全部反映)

外来医療計画素案への意見対応一覧表

No	区分	節等	項	意見	県の考え方・対応	反映区分
16	意見照会	10 外来医療提供体制確保の方向性	5	<p>一読いたしましたが、外来医療提供確保の方向性の中に、医療機関の役割分担、があります。医師確保計画第5章として、産科及び小児科の医師確保計画がありますが、呼吸器内科専門医も絶滅危惧種となっております。県内に20名ほど在籍しているかどうか厳しい状況です(消化器内科、循環器内科専門医はほどほどに充足していると考えられます)。かつてあの日野原先生も医師として医籍に登録されてカウントされていたと同様、私のように臨床を離れた役に立たない呼吸器専門医も一人としてカウントされての20名そこそです。かといって、明日にでも養成できるわけではございません。</p> <p>現実には、皮肉にも我々健診機関でチェックされて大病院の呼吸器科を受診する事が状況を悪くし、外来機能を圧迫している要因となっていることです。これは何も呼吸器に限ったことではなく、消化器にも同様の傾向があるということです。大病院からは受診者に対してまず電話連絡をしてから受診するように伝えてほしい、という要請が参っておりますが、私どもとしては特定の医療機関の名前を出して受診者にお伝えすることはかなり難しいと認識しております。</p> <p>このような状態が続きますと大病院の特定の科の医師の疲弊を招き、しいては医療の質の低下につながるのではないか、と危惧しております。</p> <p>そこで、私どもは5年前から精密検査外来(トリアージ外来)『ふわり』を設け、受診者を選別し、さらなる精密検査を必要とする対象者だけを大病院に紹介することにしてきました。</p> <p>盛岡市を中心とした医師会からはそれなりの評価をいただいております。2次検診医療機関としても少しだけやればいいのでは、との声もいただきますが、医師会の事もあり、ほどほどの活動にしております。</p> <p>県の立場として、まず『ふわり』を受診し必要があれば大病院を紹介してもらうように、とは言い難いとは思います。</p> <p>しかし、医療機関の役割分担云々では従前と全く変わりはないのではないかでしょうか?何か、もう少し踏み込んだ表現や施策を盛るべきだと思います。</p> <p>医師の数だけを増やすだけではなく、現有勢力の維持やより力を発揮していただくための方策も盛り込むべきだと考えます。</p>	<p>計画策定の趣旨に記載のとおり、本計画では、県全体に共通する外来医療機能の課題とその対策の方向性を盛り込むこととしたものです。個別の取組等については、本計画及び保健医療計画等に基づき、関係機関とも調整しながら、具体化・事業化を図ります。</p> <p>御意見については、今後の施策の検討・推進等に当たっての参考とします。</p>	D(参考)
17	意見照会	素案p5 11 医療機器の効率的な活用に 係る計画 素案p6 12: 医療機器の配置状況・保有 状況	5	<p>医療機器の効率的な活用方法について、CT、MRI等の人口10万人対医療機器台数が記載されており、岩手県はCT、MRIの台数が全国よりも多くなっているが、設置の人口比だけでなく、稼働状況と患者数の関係を把握することができれば、地域における偏在や不足している機能(また、過剰な検査となっていないか等も含めて)が明らかになると考える。</p> <p>また、医療機関どうして、医療機関ごとの稼働状況を共有する仕組みがあれば、共同利用も進んでいくものと思われるため、今後の具体的な方向性として計画に盛り込んではどうか。</p>	<p>医療機器の配置・保有状況と調整人口当たり台数指標と併せて、1台あたり稼働件数も示しています。</p> <p>また、外来医療機能の偏在・不足等への対応に関する事項等に関する協議については、各圏域の地域医療構想調整会議を活用することとしており、医療機関毎の稼働状況については、地域医療構想調整会議で共有するなど、今後の施策の検討・推進等に当たっての参考とさせていただきます。</p>	D(参考)
18	意見照会	10 外来医療提供体制の確保 のための対策の方向性	5	<p>外来医療を提供するための体制に、看護職の専門性を活かした対策の強化が必要である。</p> <p>例えば、地域医療推進室あるいは地域連携室はもちろんのこと、訪問看護の相談、助産外来、子育て支援相談室、重症化予防のための生活指導看護外来等を設置し、初期から救急医療までの役割分担を行い、地域の病院、診療所、かかりつけ医の連携を推進できる体制にする。</p>	<p>ご指摘のとおり、外来医療機能の充実のためには看護職等が有する専門性の活用が重要であると考えます。</p> <p>個別の取組等については、本計画及び保健医療計画等に基づき、関係機関とも調整しながら、具体化を図ります。</p> <p>御意見については、今後の施策の検討・推進等に当たっての参考とします。</p>	D(参考)

外来医療計画素案への意見対応一覧表

No	区分	節等	項	意見	県の考え方・対応	反映区分
19	パブリックコメント	10 外来医療提供体制の確保のための対策の方向性	5	「県立病院と民間病院・診療所との統合・合併を早急に推進します。」との文言を明記すべきです。これは国の施策で医療の方向性として現在示されているとされているものです。	高齢化等に伴う医療需要の変化に対応し、患者がその居住する地域で、病状に応じた適切な医療を将来にわたって持続的に受けられるようになるため、各地域で効率的で質の高い医療提供体制の構築に取り組んでいく必要があります。 県では、県内9つの医療圏に医療関係者や介護関係者などを構成員とする地域医療構想調整会議を設置し、今後の人口構成や医師数等の医療資源の状況を共有するとともに、個々の医療機関の機能や診療実績の実態も確認しながら、病床機能の転換や在宅医療の体制整備などについて協議を行い、協議に基づいた取組を進めているところです。	F(その他)
20	意見照会	10 外来医療提供体制の確保のための対策の方向性	5	地域の外来医療提供体制の確保策として、病院間、病院・診療所間、診療所間の情報共有及び連携を緊密にすることが必要と考えることから、全県的な診療情報の共有システムの構築を図ってほしい。	計画策定の趣旨に記載のとおり、本計画では、県全体に共通する外来医療機能の課題とその対策の方向性を盛り込むこととしたものです。 個別の取組については、本計画及び保健医療計画等に基づき、関係機関とも調整しながら、具体化を図ります。 御意見については、今後の施策の検討・推進等に当たっての参考とします。	D(参考)
21	意見照会	9 外来医療機能の課題	5	病床機能の分化、連携によって在宅医療の需要に対応できるという考え方を説明いただきたい。	入院患者の状態に応じた病床機能の分化や医療と介護の連携などを推進することによって、一定程度の慢性期患者が在宅医療等へ移行すると見込まれることから、それに伴う需要への対応が求められるという趣旨で記載したものです。 ご指摘を踏まえ、「病院や診療所など医療施設における対応に加えて、在宅医療等の需要の増加への対応を図る必要があります。」に修正します。	A(全部反映)
22	意見照会	10 外来医療提供体制の確保のための対策の方向性	5	外来医師多数区域はないが、二次医療圏間の地域偏在は顕著であるため、二次医療圏毎の課題や具体的な対応策について、素案に明示した上で、関係者から意見を伺うべき	外来医療計画は、外来医師多数区域において新規開業を希望する者に対して、当該外来多数区域において不足する医療機能を担うよう求めることにより、個々の医師の行動変容を促し、偏在是正につなげていくことを基本的な考え方としており、本県には外来医師多数区域がないことから、圏域ごとではなく、県全体に共通する課題とその対策の方向性を盛り込む案としたところです。 二次医療圏毎の課題や具体的な対応策については、圏域ごとの実情に応じ、地域医療構想調整会議を活用するなどして協議を行うことを想定しています。 また、今後の国議論等も踏まながら、必要に応じて見直しを検討していきます。	D(参考)
23	意見照会	10 外来医療提供体制の確保のための対策の方向性	5	かかりつけ医の機能が十分に発揮できるよう病院と診療所の連携を推進するという記述のほうが適切ではないか	ご指摘のとおり、「かかりつけ医の機能が十分に発揮されるよう病院と診療所との連携を推進します。」に修正します。	A(全部反映)

外来医療計画素案への意見対応一覧表

No	区分	節等	項	意見	県の考え方・対応	反映区分
24	意見照会	10 外来医療提供体制の確保のための対策の方向性	5	病院と診療所との連携推進にあっては、県全体の取組として「医療情報連携ネットワーク」の導入について、検討すべきではないか。 関連して「県立病院診療情報共有システム」についても、病診連携の実現を視野に、その活用に向けて検討すべきではないか。	計画策定の趣旨に記載のとおり、本計画では、県全体に共通する外来医療機能の課題とその対策の方向性を盛り込むこととしたものです。 個別の取組については、本計画及び保健医療計画等に基づき、関係機関とも調整しながら、具体化を図ります。 御意見については、今後の施策の検討・推進に当たっての参考とします。	D(参考)
25	意見照会	10 外来医療提供体制の確保のための対策の方向性	5	ガイドラインでは高齢者の増加によって、高齢者の軽症患者の救急が増加することが指摘されている中で、県民への適切な受診の普及啓発のみで解決できるとは思えない。	外来医療計画は医療計画の一部として策定するもので、救急医療を含む個別の疾病・事業等に関する対策については、医療計画等に基づき取組を推進します。 御意見については、今後の施策の検討・推進等に当たっての参考とします。	D(参考)
26	意見照会	10 外来医療提供体制の確保のための対策の方向性	5	在宅医療の充実の中に「24時間体制の構築」について、記述しなくてよいか。	外来医療計画は医療計画の一部として策定するもので、在宅医療を含む個別の疾病・事業等に関する対策については、医療計画等に基づき取組を推進します。 御意見については、今後の施策の検討・推進等に当たっての参考とします。 なお、医療計画では、24時間対応が可能な体制づくりを進める旨記載しています。	D(参考)
27	意見照会	12 医療機器の配置状況・保有状況 (2)④放射線治療	8	気仙、釜石及び久慈が多く、とあるが二戸も含まれると思う。	ご指摘のとおり、修正します。	A(全部反映)
28	意見照会	13 医療機器の共同利用の方針	9	既に現在も県立病院の医療機器を地域連携検査として使用している実績がある。このことから、医療機器の共同利用の計画には、地域連携検査についても記載すべきである。	ご指摘のような例も含めて「地域において、既に医療機器の共同利用に係る仕組みが構築されている場合」、その方法によることも可とするという記載をしたものです。	C(趣旨同一)
29	意見照会	12 医療機器の配置状況・保有状況 医療機器保有施設の所在地マップ	別添	不鮮明、字が読めない。	ご指摘を踏まえ、別添とします。	A(全部反映)